

引き上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について

平成26年4月1日に引き上げとなった地方消費税収は、地方消費税交付金として町に交付され、その引き上げ分についてはその使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。令和元年度利尻町一般会計決算における社会保障施策関連経費への充当状況については、以下のとおりです。

(単位:千円)

項 目		決算額
<歳入>	地方消費税交付金(社会保障財源分)	19,143
<歳出>	社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	864,983

一般会計

(単位:千円)

区分	目的別	令和元年度 決算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・道支出金	地方債	その他		うち引上分の 地方消費税 交付金 (社会保障 財源化分)
民生費	社会福祉費	85,291	52,035	7,300	2,986	22,970	1,888
	老人福祉費	154,801	1,683	1,000	10,446	141,672	3,426
	児童福祉費	64,108	23,420	0	14,453	26,235	1,419
	国民健康保険 事業費	21,951	7,075	0	0	14,876	486
	後期高齢者 医療事業費	38,001	7,079	0	0	30,922	841
	小 計	364,152	91,292	8,300	27,885	236,675	8,059
衛生費	保健衛生費	500,831	12,488	74,800	22,386	391,157	11,084
合 計		864,983	103,780	83,100	50,271	627,832	19,143

※事務費および人件費については除外しています。